

「日経平均高配当株 50 指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経平均高配当株 50 指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2024 年 11 月 5 日版)

1：概要

「日経平均高配当株 50 指数」は日経平均構成銘柄のうち配当利回りの高い 50 銘柄から構成される配当利回りウェイト方式の株価指数である。

2：名称

正 称： 日経平均高配当株 50 指数

略 称： 日経高配当株 50

英文名称： Nikkei 225 High Dividend Yield Stock 50 Index

英文略称： Nikkei High Dividend Yield 50

3：銘柄の管理

(1) 基本事項

日経平均高配当株 50 指数（日経高配当株 50）の構成銘柄数は、原則として 50 銘柄とする。毎年 6 月末に構成銘柄の定期見直しを実施する。翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時的銘柄除外によって、50 銘柄に満たない銘柄数で算出する場合があるが、45 銘柄未満になるまでは期中は銘柄数を調整せず、毎年定期見直し時に 50 銘柄にそろえ直す。

(2) 対象銘柄

指数の対象となる銘柄は、日経平均株価の構成銘柄の中から選定する。

(3) 構成銘柄の定期見直し

- ・ 毎年 5 月の最終証券営業日を「基準日」とする。2017 年以降は以下の方法により 50 銘柄を選定し、翌月最終証券営業日の算出から入れ替えを実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・ 日経平均株価の構成銘柄を対象に、基準日時点での「予想配当利回りランキング（日経の予想配当に基づく。決算期変更による変則決算の場合は予想配当を 12 ヶ月換算して調整）」を作成し、次の①～③の優先順位で高順位（予想配当利回りが高い順）の銘柄から 50 銘柄を選定する。なお、基準日時点で前 3 月期までの決算が未発表の銘柄は原則としてランキング対象としない。

① 予想配当利回りが 25 位以内の銘柄

② 現在採用銘柄で予想配当利回りが 100 位以内の銘柄

③ 未採用銘柄

ただし、①～③の各々において 3 期連続最終赤字の銘柄や、期末予想が無配の銘柄、株価が著しく下落するなど特別の事情により高順位となった銘柄は採用しない。なお予想配当利回りの値が同じ場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い方を優先する。

(4) 構成銘柄の臨時入れ替え

- ・ 構成銘柄が日経平均株価から除外されることとなった場合には、当該銘柄を日経平均株価と同日に除外する。
- ・ 毎月（3月～5月を除く）の最終証券営業日時点で予想配当がゼロ（無配）に変化している銘柄は、翌月の第7証券営業日に除外する。
- ・ この臨時除外の結果、構成銘柄が45銘柄を下回らない限り、原則として銘柄の補充はその都度実施しない。ただし、日経平均株価において当該除外銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合には、当該新規上場会社を上場日（原則として日経平均株価同日）に採用する。
- ・ 構成銘柄が45銘柄を下回ることが明らかとなった場合には、直近の最終証券営業日を基準日として、定期見直し基準日と同様の方法により「予想配当利回りランキング」を作成し、高順位の未採用銘柄から、45銘柄となるまで補充採用する。ただし、その時点で3期連続最終赤字の銘柄や、期末予想が無配の銘柄、株価が著しく下落するなど特別な事情により高順位となった銘柄は補充対象としない。この場合の補充銘柄は、一定の期間をもって事前に公表する。

(5) 過年度および本指数公表時点での構成銘柄

- ・ 遡及算出（後掲4-(7)参照）で用いた構成銘柄は、2015年以前については各年の基準日時点の日経平均構成銘柄から予想配当利回りの高順位50銘柄（ただし基準日時点で直近3期連続最終赤字の銘柄を除く）を選定し、各基準日の翌月最終証券営業日に入れ替えを実施している。なお上記(4)記載の臨時入れ替えルールも適用している。
- ・ 算出基点日（2001年12月28日）から翌2002年の定期入れ替えまでの間の構成銘柄は、算出基点日を基準日として前項の方法により選定した銘柄を即日適用する方法によっている。
- ・ 本指数公表時点での構成銘柄は、2016年5月31日を基準日として、同日時点の日経平均構成銘柄から本指数発表日までに予想配当がゼロになった銘柄を除いたうえで、予想配当利回りの高順位50銘柄（ただし基準日時点で直近3期連続最終赤字の銘柄を除く）を選定し、2016年6月最終証券営業日に入れ替えを実施している。

4：指数の計算

(1) 基本事項

- ・ 配当利回りウェイト方式の株価指数。ウェイト付けに際しては過去1年間の売買代金に基づく流動性を加味している。また配当利回りは日経の年間予想配当を使って計算した値を用いる。決算期変更による変則決算の場合は予想配当を12ヵ月換算して調整する。
- ・ 2001年12月28日（算出基点日）を10000とする。
- ・ 指数の単位はポイント。小数点以下3桁目を四捨五入し2桁まで表示。
- ・ 東証の株価を利用して、1日1回、終値ベースで指数算出する。

(2) 計算式

- ・ 日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \Sigma \{ \text{株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター} \} \div \text{除数}$$

(3) 株価

- ・ 価格採用の優先順位は以下のとおり。
 - ① 特別気配、連続約定気配または臨時気配、
 - ② 終値、
 - ③ 基準価格(基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値)

(4) ウェイト・ファクター

- ・ 指数計算に用いる各銘柄のウェイト・ファクター（指数用株式数）は、定期銘柄選定の基準日に、次の方法により決定する。小数点以下切り捨て。

$$\text{ウェイト} \cdot \text{ファクター} = \text{予想配当利回り} \times \text{流動性係数} \div \text{基準日時点の株価} \times 10^8$$

① 予想配当利回り（％）

予想配当利回りは基準日時点における通期予想配当を株価で割ることによって算出する。上限を5%とし、予想配当利回りが5%超となる銘柄は、5%として扱う。パーセント換算の値とし、切り捨てで小数点以下2桁。

② 流動性係数

流動性係数は日経平均株価の構成銘柄内における相対的な流動性に応じてウェイトを調整するための係数で、直近1年間の1日あたり平均売買代金を使って与えられる。

日経平均構成銘柄内で平均売買代金の大きい順に1～45位の銘柄は1、46～90位の銘柄は0.8、91位～135位の銘柄は0.6、136位～180位の銘柄は0.4、181～225位の銘柄は0.2とする。

③ ウェイトキャップ

定期銘柄選定時に、上記の方法によりウェイト・ファクターを決定する際に、特定の銘柄のウェイトが指数構成銘柄全体の5%を超える場合は5%以内に収まるようにウェイト・ファクターを調整する。

④ 株式分割、株式併合

ウェイト・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合はその比率に応じて、当該資本異動の権利落ち日にウェイト・ファクターを調整する。

- ・ 構成銘柄が 45 銘柄を下回った場合に実施する臨時入れ替えの際の補充銘柄のウェイト・ファクターは、補充銘柄の選定に利用した基準日時点のデータを基に決定する。この時点で、当該補充銘柄以外の構成銘柄のウェイト・ファクターは変更しない。
- ・ 持ち株会社化などで新規上場する銘柄を除外銘柄に代えて採用する際の補充銘柄のウェイト・ファクターは、除外銘柄のウェイトを引継ぐように除外銘柄のウェイト・ファクターに移転比率等を勘案して決定する。

(5) 除数

- ・ 算出基点日である 2001 年 12 月 28 日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \sum \{ \text{算出基点日の株価} \times \text{ウェイト・ファクター} \} \div 10000$$

- ・ 算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\begin{aligned} \text{翌日の除数} &= \text{当日の除数} \\ &\times \left(\frac{\sum \{ \text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格} \times \text{翌日用ウェイト・ファクター} \}}{\sum \{ \text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウェイト・ファクター} \}} \right) \end{aligned}$$

- ・ 除数は四捨五入して小数点以下 4 桁。

(6) 指数値の修正

- ・ 指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

(7) 過年度遡及分の算出

- ・ 算出基点日（2001 年 12 月 28 日 = 10000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- ・ 遡及算出に用いた構成銘柄は、3 - (5) 記載のとおり。

5：その他

(1) 配当込み指数の算出

「日経平均高配当株 50 指数」の関連指数として、配当を加味した「日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）」と、税引き後の配当を加味した「日経平均高配当株 50 指数（ネット・トータルリターン）」を、日々終値ベースで算出する。

「日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）」は、日経平均高配当株 50 指数の構成銘柄から得られる配当を、配当落ち日に構成銘柄の指数におけるウェイト・ファクターに応じて再投資した場合のパフォーマンスを表す指数であり、その配当について税引き後の値を用いたものが「日経平均高配当株 50 指数（ネット・トータルリターン）」である。

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」及び「日経平均トータルリターン・ネット・インデックス」に準拠している。

(2) 利用許諾

「日経平均高配当株 50 指数」（日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経平均高配当株 50 指数」自体及び「日経平均高配当株 50 指数」を算定する手法、さらには、「日経平均高配当株 50 指数」の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経平均高配当株 50 指数」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経平均高配当株 50 指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

(3) 免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均高配当株 50 指数」（日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経平均高配当株 50 指数」の計算方法、その他「日経平均高配当株 50 指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経平均高配当株 50 指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

なお、「日経平均高配当株 50 指数」の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」についても、上記免責事項は同様とする。

(4) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室

メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2016年12月12日版	初版
2017年5月17日版	<ul style="list-style-type: none">・ 3 : 銘柄の管理 (3) 構成銘柄の定期見直し 「予想配当利回りランキング」に続く括弧書きの記載に、「決算期変更による変則決算の場合は予想配当を12ヵ月換算して調整」を追記・ 4 : 指数の計算 (1) 基本事項 「配当利回りウェイト方式の株価指数」の説明の最後に「決算期変更による変則決算の場合は予想配当を12ヵ月換算して調整する。」を追記・ 5 : その他 (2) 利用許諾 ライセンスの付与を行わない対象から国内投資信託を削除
2023年10月2日版	<ul style="list-style-type: none">・ 3 : 銘柄の管理 (4) 構成銘柄の臨時入れ替え テクニカル上場銘柄を採用する場合の取り扱いを追記・ 4 : 指数の計算 (4) ウェイト・ファクター テクニカル上場銘柄を採用する場合の取り扱いを追記・ 5 : その他 (2) 利用許諾 ライセンス付与の制限に関する記述を削除
2024年11月5日版	<ul style="list-style-type: none">・ 4 : 指数の計算 (3) 株価 臨時気配の取り扱いを追記